平成２３年（フ）第５８６２号
東京都練馬区光が丘３丁目９－３－1708
債務者　山口由美子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８６４号
神奈川県横浜市瀬谷区下瀬谷３丁目３－19－103
債務者　橘　　知美
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８６６号
埼玉県春日部市谷原１丁目16－21　ＪＫヒルズ谷原Ⅱ－205
債務者　齊藤　伸秀
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８６８号
東京都新宿区住吉町２－18－402
債務者　山口　睦子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８７０号
東京都板橋区板橋２丁目45－６
債務者　佐藤　英樹
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８７１号
千葉県勝浦市市野川94
債務者　岩瀬佳代子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８７３号
千葉県千葉市中央区都町１丁目40－７
債務者　鈴木　憲一
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８７４号
神奈川県横浜市戸塚区深谷町25－10－1034
債務者　長沼　　芳
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８７７号
東京都練馬区東大泉６丁目47－15－413
債務者　塚田　光枝
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８７９号
東京都目黒区鷹番２丁目７－３
債務者　栗元　直樹
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８８０号
東京都目黒区鷹番２丁目７－３
債務者　栗元　孝子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８９５号
東京都新宿区中落合１丁目12－９－101
債務者　藤原友里恵
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８９７号
東京都足立区関原２丁目39－16－203
債務者　杉山　忠生
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５９００号
東京都葛飾区小菅１丁目１－４－３
債務者　生駒　太郎
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５９０７号
東京都足立区新田３丁目７－13－205
債務者　合野　昌章
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５９０８号
東京都羽村市緑ヶ丘１丁目21－18－204
債務者　木村　千恵
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部